

令和7(2025)年度 新規学校卒業者(高校・中学)対象求人の取扱い

**ハローワーク茨木
事業所サービス部門**

はじめに

新規学校卒業予定者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来が大きく左右されることになります。

新規学校卒業予定者の採用を予定される事業主の皆様には、公正な採用選考と学卒ルールを遵守した適正な募集・採用活動を行っていただくために、「新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」及び、本資料の内容を必ず熟読いただき、責任ある対応をお願い致します。

目 次

◆高卒求人のスケジュールについて P4

◆「新規高卒求人」申し込み方法・提出書類等について P7

◆その他、留意事項等 P10

◆中卒者の求人について P13

◆公正採用人権啓発推進員の選任について P13

高卒求人のスケジュールについて

◆お申込みまでに◆

* まずはじめに、「動画による研修」を受講してください。(大阪労働局作成YouTube動画)

動画による研修受講が、求人申込のための必須要件です。

必ず事前に動画の視聴をお願い致します！

◆求人の申し込み開始◆ 6月2日(月)から

* 求人の受付(求人内容の確認)は、求人者管轄ハローワークにおいて受付いたします。

(ハローワーク茨木管轄地域は、「茨木市・高槻市・摂津市・島本町」)

* 受理については窓口の混雑を避ける為、地域別に下記日程を設定させていただきますので
ご協力お願い致します。

* 受付窓口： 当所2階 **24**「学卒コーナー」にて行います。

(受付時間： 平日 8:30～16:00)

※求人内容の確認等に時間を要しますので、16時までのご来所をお願いします。

(午前中が比較的空いています。)

地 域	月 日
茨 木 市	→ 6月2日(月)・5日(木)・10日(火)
高 槻 市	→ 6月3日(火)・6日(金)・11日(水)
摂津市 ・ 島本町	→ 6月4日(水)・9日(月)・12日(木)
全 市	→ 6月13日(金)以降は地域別受付日の 設定はありません

【注意！】 6月16日(月)までの受付分につきましては、7月1日(火)に返戻します。

郵送の場合は7月1日に発送します。

※高卒求人のお申込みには必ず「公正採用選考及び学卒求人のルールに係る動画」を

視聴していただき「公正な採用選考のためのチェックリスト及び研修受講報告書」(資料1)に

ご記入の上、求人お申し込み時にご提出をお願い致します。

※動画研修を受講していない場合、求人受理はできません。

◆求人票返戻◆ 7月1日(火)から

* ハローワークは提出のあった求人の内容を確認・精査した後、「求人票」を作成し、**確認印**を押印のうえ、7月1日以降、返戻します。

なお、6月16日までに受付した求人について、7月1日から返戻を行います。

* 返戻は、「郵送による返戻」か「窓口での返戻」かになり、求人受付時に希望する方法を確認いたします。（郵送の場合、事業所ご登録住所へ送付させていただきます）

※6月16日までの受付であっても、郵送による返戻(発送)は7月1日となります。

* 「郵送による返戻」の場合、求人票の到着日の指定はできませんので、ご了承ください。

* 6月17日以降の受付分の返戻日については、受付時にご案内いたします。

◆求人活動の開始◆ 7月1日(火)から ※P10 参照

* 「指定校求人」の場合

求人票の写しを事業所が指定した学校へ提出して下さい。（原本は事業所にて保管ください）
また、「応募前職場見学実施予定表」、「学校・推薦人員一覧表」がある場合は、そのコピーも併せて提出して下さい。それにより、指定校への求人申込みとなります。

* 「全国公開求人」の場合

全国の高等学校に対して「高卒就職情報 WEB 提供サービス」のホームページにより求人情報が公開されます。

各高校にて求人閲覧はされますが、適宜、任意の高校へ提出いただくことも可能です。

その際は指定校求人と同様に、求人票のコピーを学校へ提出して下さい

(注意)

・ハローワークで受理・確認を受けた後に、求人票(高卒)に加筆修正したり、二次元コードを貼り付けるなどの加工を行った求人票は、ハローワークの受理・確認を受けたものとは認められませんのでご注意ください。

◆高校からの応募・紹介(推薦)◆ 9月5日(金)以降

* 応募・紹介がある場合、「統一応募用紙」が9月5日以降に到着するよう、学校から送付されます。統一用紙以外の応募用紙(事業所独自の様式や市販の履歴書など)は絶対に使用しないでください。

* 選考開始日である令和7年9月16日から1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっております。

※詳細についてはP11の◆**応募・推薦の取扱いについて**◆を確認ください

* 応募があった場合は、速やかに学校及び本人に対し、選考日時・場所等を文書で通知して下さい。（※通知は学校へ行ってください。）

◆採用選考の開始◆ 9月16日(火)以降から

- * 9月16日以降の実施を厳守してください。
- * 必ず面接を実施して下さい。応募書類のみで採否を決定することはできません。
- * 採用選考は、応募書類の到着後、速やかに実施してください。
- * 高校生は、採否結果が判明するまで他の求人に応募することができません。
応募から採用選考までの期間が長期にわたりますと、選考に漏れた生徒は重大な不利益を被ることになります。
- * 生徒の学業への負担を考慮していただき、面接はできる限り1回として頂き、採否の決定も速やかにお願いします。
しかしながら、複数回の面接が必要な場合は必ず「補足事項」欄か「求人条件にかかる特記事項」欄へ記載してください。
- * 選考時に「作文」を実施する場合は、そのテーマを確認させていただきます。
(「採用選考関係書類等点検票」(資料3)に「テーマ」を記載ください)

◆採否結果の決定通知について◆

採否結果の通知は、学校及び本人分の各1通を作成して、2通とも速やかに学校へ送付してください。なお、不採用の場合は、その理由を具体的に明記し(公正な選考結果であったか確認要)、応募書類とともに学校に送付してください。直接本人へは通知しないでください。
※選考結果については、求人票に記載している期日を守ってください。
結果の連絡を先延ばしにすることのないようにしてください。

※採否結果の通知期日について

求人票に記載の採否結果の通知期日が過ぎても「連絡がない」といった事例が多く見受けられます。高校生は、採否結果が判明するまで他の求人に応募することができません。
採否結果については、求人票に記載の期日を守っていただき、速やかな対応をお願いいたします。

◆採否状況の報告について◆

求人が充足した場合には「新規高等学校卒業者の採用(内定)状況報告書」(資料9)に記入し、速やかにメールで当所へ提出してください。(メールアドレス:2715gakusotsu1@mhlw.go.jp)
採用内定人数が求人数に満たない場合は、求人の取消はできません。募集人員が充足した場合のみ、募集を終了する事ができます。
またハローワークへの採用(内定)報告のご連絡が無い限り、翌年の6月末日まで求人は有効となります。
その場合、応募希望者があれば受け付けていただくことになります。

「新規高卒求人」申し込み方法・提出書類等について

★必要資料は、「ハローワーク茨木ホームページ」上から確認ください。

◆求人票の作成について◆

下記の【1】～【4】いずれかの方法で、求人内容を明記し、ご提出いただきます。
いずれの申し込み方法でも、**来所が必要**となります。

【1】前年度(令和6年度)に高卒求人を提出いただいている場合

- ① 「令和6年度の求人票(高卒)」に変更箇所を朱書き修正したものを提出して下さい。
(郵便、FAXでの受付はできません)

【2】高卒求人の提出が初めて(新規)の場合

- ① ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」から求人仮登録していただくこともできます。(下記【3】を参照)
- ② 筆記式の「求人申込書(高卒)」(資料3)による申し込み。
求人申込書の書き方については「求人申込書(高卒)書き方のポイント」を当所HPに掲載していますので参考にしてください。 ※ご記入は鉛筆でおねがいします

【3】ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」から求人登録をする場合

求人者マイページ仮登録完了前の求人票の※1「プレビュー」を印刷したものをご持参下さい。
(注意！) マイページからの申込入力は、6月1日からです。

- ① マイページでの仮登録後から14日以内に来所いただかなければ当該データが抹消されますのでご注意ください。来所日を踏まえたうえで、入力するようにしてください。
- ② 求人の受付日は、仮登録日ではなく、ハローワークへ来所された日となります。
- ③

【4】令和2年度以前にしか求人の申し込みがない場合

- ① 令和2年度ハローワークシステムの変更に伴い、求人票の様式が変更となっています
- ② 旧様式の求人票(高卒)に変更箇所を朱書き修正していただき、「朱書き修正用補足シート(高卒)」(資料8)を添付し提出して下さい。

★求人のお申込み(提出)は、人事権のある事業所単位(雇用保険適用事業所単位)で、職種別に作成し、管轄のハローワークへ申し込みをして下さい。

※1: マイページ仮登録最終画面の完了をクリックする前に、必ず「仮求人票表示」をクリックし「プレビュー」を表示したうえで、印刷したものをご持参ください。

◆求人申し込み時に提出いただく書類◆

★全事業所が必ず提出して頂くもの★

- ① 「公正な採用選考」のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書（資料1）
動画を視聴後に、当所HPより印刷の上ご記入いただき、申込時に必ず提出してください。
- ② 「採用選考関係書類等点検票」（資料2）
点検票の⑤～⑧及び、⑬の書類を使用されている場合は、その写しも添付し提出下さい。

★該当する事業所のみ提出いただくもの★

- ① 「学校・推薦人員 一覧表」（資料4）
学校を指定される場合で、求人票に記載しきれない場合に提出してください。
- ② 「応募前職場見学実施予定表」（資料5）
職場見学日を指定している場合のみ提出ください。（随時見学が可の場合は不要）
- ③ 「事業所登録シート」（資料7）
ハローワークで事業所登録がまだの場合は、先に事業所登録が必要になります。

◆求人票には下記の3点の労働条件の明示が必須になっています。◆

職業安定法施工規制の改正により、2024（令和6）年4月1日以降、求人のお申し込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要になりました。

- ① **従事すべき業務の変更内容の範囲**
 - * 採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更内容：変更なし」と明示してください。
 - * 将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。
- ② **就業場所の変更の範囲**
 - * 採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。
- ③ **有期労働契約を更新する場合の基準**
 - * 雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に丸を付けてください。
 - * 更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実でない場合は「条件付きで更新あり」に○をつけてください。

※ 詳細については HP 掲載のリーフレットをご確認ください。

◆求人者マイページ仮登録における注意事項◆

- * 高卒求人については、ハローワークの確認印のない求人票は無効です。
(高校へ持参しても受付してもらえません)
また、添付書類等の提出が必要ですので、一般求人とは異なり、マイページで求人仮登録をされた場合であっても、必ずハローワークへの来所が必要となります。
- * マイページからの入力は、6月1日からです。(求人の対象年度は6/1～切り替えます)
- * マイページ仮登録後、マイページ上で「ハローワーク確認中」と表示される場合でも求人内容の確認は、ハローワークに来所された日に窓口で行います。
- * 求人の受付は、仮登録日ではなくハローワークへ来所された日となります。
- * マイページ仮登録後、「ハローワークの確認が完了し受理されました」と通知されますが、事実上の完了ではありません。
- * 完了通知とともに送信された求人票の内容にたとえ誤り等があったとしても、ハローワークにおいては、まだ処理中の状態ですので、求人情報編集等をされることなく、そのままにしてください。

★注 意★

高卒求人は、マイページ上で求人内容の変更処理や取消処理はできません。
これらの処理が必要となった場合は、必ず事前に当所までご連絡をお願いいたします。

必ず確認！

その他、留意事項等

◆「公開求人」と「指定校求人」について◆

* 高卒求人は、「公開求人」または「指定校求人」のいずれかを選択していただきます

【指定校求人】

- * 学校を指定して提出する求人です。
- * 指定する「学校名」「推薦人員」を求人票の「補足事項」もしくは「求人条件にかかる特記事項」欄に記載して下さい。学校数が多いなど、記載不可能な場合のみ「学校推薦人員一覧表」を作成し、ご提出ください。
- * 指定校求人の推薦依頼人数は、募集人員の概ね3倍までとしています。
- * 指定校以外に対して求人はできません。
※指定校以外の高校を応募対象とすることは重大なルール違反になります。

【公開求人】(全国)

- * 応募してくる学校を指定せずに提出する求人で、すべての高校が応募できることになります。
- * 「高卒就職情報 WEB 提供サービス」ホームページから全国の高等学校に対して情報提供を行います。各高校では7月1日～閲覧可能となります。
ただしパスワードで管理されているので高校でのみ閲覧可能で、事業所の閲覧は不可です。
- * 「公開求人」で申込みをされた場合であっても、求人票の写しを高校へ持参または郵送いただいても差し支えありません。
- * 「公開求人」の場合、遠方からの応募や応募者が多数であっても、必ず応募希望者すべての方に対して面接選考が必要ですので、その点もご考慮ください。

★「指定校求人」で募集をしている場合であって、応募が充足しない場合は「公開求人」へ変更することができます。

ただしその場合は、あらかじめ指定の推薦枠を保有しているすべての高校の了承を得ていただく必要があります。

また「指定校の追加」についても同様にすべての高校の了承が必要です。

★「公開求人」を「指定校求人」に変更することはできません。

★全国の高校の所在地・学科・就職者数などがインターネットで閲覧できますので、ご活用下さい。

↓
「高卒就職情報 WEB 提供サービス」の「高等学校便覧」によりご確認ください。
(<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>)

◆「応募前職場見学」について◆

* 学校が求人票を受理した時から応募書類送付までの期間に、就職希望者が応募先の事業所を決定するにあたり、よりよい選択ができるよう、応募する可能性のある職場を見学し、実際の職場の状況等を確認するために実施するものです。

趣旨をご理解いただき、事前選考とらないようご配慮をお願いします。

* 応募前職場見学は、採用選考ではありませんので、見学に来た生徒に質問するアンケート等を実施するなどの行為はしないでください。

* 応募前職場見学への参加の有無を採用選考の材料としないでください。

* 参加生徒の名前等の個人情報 は聴取しないでください。

(安全衛生及びセキュリティ上、必要のある場合は除く)

◆応募・推薦の取扱いについて◆

* 就業地が大阪府下の求人につきましては、選考開始日である 令和7年9月16日から1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

なお、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

また、複数応募可能な求人の場合、複数応募開始日を設定することができます。

(例) 一番早い期日では9月16日を設定できます。

また事業主の採用計画に基づいて

「10月1日以降」や「11月1日以降」複数応募可能というように、求人ごとに9月16日以降であればどの日を設定することも可能となります。

* 併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。

* 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒です。

① 指定校求人に応募していない者。

② 公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。

③ いずれかの求人票に応募し、採用が内定していない者。

* 採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いたします。

なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

* 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、

もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用していただきます。

◆求人内容の変更に係る留意事項◆

- * 求人票により明示された労働条件を変更することは不適切であるとされていますので、求人申込提出後に、労働条件の変更をすることがないように、提出前に必ず内容の検討・確認を行ってください。
- * **募集の中止や募集人員の削減はできません。**
やむを得ずこのような事態に至る場合は、速やかにハローワークへご連絡をお願いします。
- * 求人公開後は、安易に求人内容の変更は厳に慎んでください。
やむを得ず、求人内容の変更を行わなければいけない場合は、求人票原本をお持ちの上、来所いただくことになります。(その場合、事前にご相談ください)
- * **高卒求人は、求人者マイページから求人内容の変更処理や取消処理は絶対にしないで下さい。**

◆派遣・請負求人について◆

- * 応募者に適切な情報を提供するため、契約書などでの確認を行います
- * 求人票の就業形態欄に「派遣」又は「請負」を表示する。
- * 求人票の就業場所欄に具体的な所在地及び事業所名を表示する。
- * 就業場所別、職種別に求人票を作成する。

◆求人活動の規制について◆

- * 高校の学校訪問は、7月1日(火)以降、ハローワークから求人票が返戻された後、学校の了承を得たうえで訪問可能です。中学校の学校訪問は全面禁止となっています。
- * 求人(募集)要項を作成される場合は、事前にハローワークへ提出してください。
- * 文書募集は、中学校は禁止されています。
- * 家庭訪問は、中学校、高校とも一切禁止されています。

◆改正健康増進法における「受動喫煙防止措置」について◆

高卒求人は、基本的に20歳未満の方を対象としていますので、就業場所に喫煙可能区域が含まれる場合は、原則として高卒求人の受付ができません。

就業場所に喫煙可能区域を含まないよう配慮をお願いします。またその際は「受動喫煙対策に関する特記事項」欄に「喫煙可能区域での業務無」と記載ください。

～ 求人票はわかりやすく ～

求人票を見るのは職業経験のない高校生です。

仕事のイメージがつけるよう、具体的にわかりやすい表現で記載いただくようお願いします。

新規中卒求人の申し込みについて

高校卒業者に限定した求人になりがちですが、中学卒業と同時に就職を希望される方、また昼間働きながら定時制高校に通学される方がおられることもご理解のうえ、中卒者を対象とする求人をご検討いただくようお願いいたします。

※中卒者の採用をご検討の場合、個別に説明等をさせていただきます。

ご希望の場合は、ハローワークまでご連絡ください。

◆中卒求人に必要な書類等について◆

- ① 中卒求人票………所定の様式がありますので、個別にハローワークまでご連絡ください。
- ② 青少年雇用情報シート
- ③ 採用選考関係書類等点検票
- ④ 上記③の点検票で、内定者から提出を求める各書類の様式

【スケジュール】

* 求人申し込み開始 ……… 6月2日(月)以降

* 応募・選考 ……… 日程は未確定

(※昨年度、大阪府においては1月1日以降紹介、2月1日から採用選考開始)

公正採用選考人権啓発推進員の選任について

公正採用選考人権啓発推進員の選任は、常時使用する従業員数が25人以上の事業所を対象としていますが、高校新卒者の採用を実施される事業所については、従業員数が25人未満であっても選任していただくようお願いいたします。

★ご質問・ご不明な点等は、下記までご連絡ください。★

【お問合せ先】

ハローワーク茨木

事業所サービス部門 学卒コーナー

◆電話番号：072-623-2551(部門コード:31#)